

令和3年2月4日

保護者の皆様

茅ヶ崎養護学校長

国における緊急事態宣言延長に伴う本校における教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、令和3年2月2日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、10都府県を対象区域とする国の緊急事態宣言が令和3年3月7日まで延長されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、知事から協力要請があったことから、県教育委員会では、次のとおり引き続き対応することになりました。

**【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る神奈川県の基本的な対応】**

- ① 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続します。
- ② 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とします。
- ③ 登校に不安を感じている場合については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組みます。
- ④ 時差通学及び短縮授業を徹底し、改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定します。
- ⑤ 学習活動については、感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにします。
- ⑥ 部活動については、校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ週3日以内）、感染リスクの高い活動は中止します。
- ⑦ 修学旅行等については、延期または中止とします。

※ 上記①～⑦に関する本校の対応は次のとおりです。変更する場合は、改めてお知らせします。

**【宣言期間中を含め1/8（金）以降の教育活動に係る本校の基本的な対応】**

- ① 感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続します。
- ② 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所の濃厚接触者の特定や校内消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とします。場合によっては、授業を中断し一斉下校（SB運行無し・保護者等のお迎え要請）となることもあり得ますので、万一の場合のご協力をよろしくお願いいたします。
- ③ 登校に不安を感じている場合については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組みます。
- ④ これまでどおりの時差通学及び短縮授業を継続します。
- ⑤ 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにします。
- ⑥ 部活動は校内活動を原則とし（運動部は週2回程度の朝練、アートオールスターズは月2回程度の放課後の活動）、感染リスクの高い活動は中止します。
- ⑦ 遠足・校外学習等については、宣言が解除され神奈川警戒アラートが緑色になるまでは、延期または中止とします。

感染防止対策と学びの継続の趣旨をご理解の上、引き続きご協力下さいますようお願いいたします。  
なお、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡くださるよう、併せてお願いいたします。

問合せ先

教頭・副校長

電話 0467-57-5374